

各論(4)「その他」に関する検討

第1 公益信託の名称に関する規律

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

現行公益信託法には公益信託の名称について定めた規定はなく、「公益信託」という文字を付すか否かは当事者の自由である。

ただし、許可審査基準3（名称）は、「公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない」とし、（ア）国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称、（イ）既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称、（ウ）当該公益信託の授益行為の範囲とかけ離れた名称は、適当でない、と定めている。許可審査基準が公益信託に名称を付すことを前提としてその名称が適切であることを公益信託の要件としているのは、主務官庁の許可・監督や受託者による信託事業及び信託財産の公告手続の便宜もあり、社会的活動主体としての公益信託の公示が必要であるという理由に基づくものと考えられる（三菱UFJ信託銀行編著「信託の法務と実務」6訂版757頁、雨宮孝子「公益信託の引受許可・指導監督をめぐる諸問題」65頁）。

なお、信託法は、限定責任信託について、その名称中に「限定責任信託」という文字を用いなければならないとした上で（同法第218条第1項）、何人も、限定責任信託でないものについて、その名称又は商号中に、限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（同法第218条第2項）、何人も、不正の目的をもって、他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない（同条第3項）とし、これらの規定に違反した者は100万円以下の過料に処せられる（同法第271条第2号及び第3号）と規定している。これらの規定の趣旨は、信託債権の責任財産が特定の信託の信託財産に限定されることについて、受託者と取引関係に入る第三者の予見可能性を確保し、不測の損害を与えることを防止することにある（寺本昌広「逐条解説新しい公益信託法〔補訂版〕」〔以下「寺本逐条解説」という。〕421頁）。

(2) 公益法人制度

公益認定法第9条第3項は、公益認定を受けた一般財団法人は、公益財団法人という文字を用いなければならないと規定し、同条第1項は、公益認定を受けた一般財団法人は、その名称中の一般財団法人の文字を公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす旨規定している。このような名称使用に関する制限の趣旨は、その法人類型によって組織が異なり、いかなる種類の法人であるのかを名称中に明示させることによって、取引をしようとする第三者の保護を図ることにある（一問一答23頁）。

また、同条第4項は、公益財団法人でない者がその名称又は商号中に公益財団法人であると誤認される文字を用いてはならないとし、同条第5項は、何人も不正の目的をもって、他の公益法人と誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないと規定している。そして、同法第63条は、同法第9条第4項及び第5項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処すると規定している。これらは、公益法人の高い社会的信用を保つため、その名称を保護する趣旨に基づくものである（一問一答216頁）。

なお、旧民法第35条では、社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならないと規定されていたが、これも公益法人の社会的信用を保つという趣旨に基づくものである。

2 検討

(1) 現時点で存在する公益信託の多くは、その名称に「公益信託～基金」という文字を用いている（参考資料8）。また、公益財団法人は、その名称が保護されていることもあって、寄付金の募集等に当たって市民からのサポートを得やすい状況にあるといえるが、そのことは公益信託についても当てはまり、公益信託の名称を保護することにより、公益信託の社会的信用を保つ必要がある。そして、仮に公益信託以外の事業に公益信託又はそれと誤認される名称を付すことを許容した場合には、新たな公益信託の認定を行う第三者機関から許可を得ていない（公益信託の要件を満たさない）事業が公益信託の名称を利用して悪質な活動を行うおそれがあること、一方で公益信託の名称を付す事業を公益信託に限定することによる弊害は想定しにくいことに鑑みると、新たな公益信託制度においても、公益信託の名称を保護する規律を設けることが相当と考えられるが、どうか。

- (2) また、許可審査基準では、主務官庁の許可又は監督や受託者による信託事業及び信託財産の公告手続の便宜もあり、公益信託につき社会的活動主体として公示させる必要があることから、公益信託に名称を付すことを前提とした上で、当該名称が社会的活動主体の公示方法として適切なものであることを公益信託の許可を受けるための要件としているところ、新たな公益信託に「公益信託」という文字を付さなければならないとの規律を設けるか否かについて、どのように考えるか。

第2 立法形式について、どのように考えるか。

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

旧信託法は、通常の信託に関する規律（同法第1条から第65条まで）の後に、公益信託に関する特則の規律（同法第66条から第75条まで）を規定していた。しかし、平成18年の新信託法の改正の際、旧信託法第66条以下の公益信託に関する特則の規律については、公益法人制度改革を踏まえ、新たな公益法人制度の内容と整合性の取れた内容とすることが相当と考えられたことから、実質的な見直しがされず、公益的な規定を中心とする公益信託に関する特則の規律については、旧信託法の題名を「公益信託ニ関スル法律」と改正した上で、私益的な信託についての規律を中心とする法律である新信託法とは別に規定された。

(2) 公益法人制度

平成18年の公益法人制度改革により、法人格の取得と公益性の判断及び税制の優遇措置が一体となっていた旧民法の制度が改められ、準則主義による法人格の取得を認める一般法人法が新たに制定されたほか、一般法人の公益認定及びその認定を受けた法人の監督を行う制度について規定した公益認定法が新たに制定された。

これは、平成16年12月24日閣議決定「今後の行政改革の方針」において、公益法人制度改革の基本的枠組みとして「公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設」し、「各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営

利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する」とされたことに基づくものと推察される。

2 検討

新たな公益信託制度の立法形式については、一般法人法と公益法人法との関係を参考にしつつ、信託法は一般的な信託に関する規律、公益信託法はその特則に関する規律であると整理することにより、各規律の位置付けが明確になることから、公益信託法と信託法を別々の法律とする立法形式を維持すべきであるとの考え方があり得る。

他方、一般的な信託に関する規律とその特則に関する規律を同一の法律に置くことが禁じられているわけではなく、両者の規律の関係については、各規律ごとに整理すれば足りるということができるから、新たな公益信託制度においては、旧信託法と同様に、信託法の中に公益信託に関する規律を置くべきであるとの考え方もあり得る。

この点について、どのように考えるか。

第3 旧法から新法への移行措置として、どのような規律を設けるべきか。

1 現行法の規律

(1) 公益信託制度

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「信託法整備法」という。）第2条は、信託法の施行前に効力を生じた信託には原則として旧法を適用すると規定しており、同法第6条第1項は、公益信託については、主務官庁が適用法律を新法とする旨の信託の変更を命じた場合に限り、新法を適用すると規定している。

(2) 公益法人制度

ア 施行日における既存の法人の取扱い

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人関連整備法」という。）第40条は、施行日に現に存する旧民法上の社団法人又は財団法人は、施行日後においては、一般法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人）として存続し、公益法人関連整備法第95条及び第96条は、特例民法法人として存続する

間、引き続き施行前からの所管官庁が特例民法法人の監督を行うと規定している。

イ 特例民法法人から一般法人への移行

特例民法法人は、一般法人法の施行日から5年の移行期間中に公益法人関連整備法に規定する行政庁に対して、所要の申請書類を準備して、一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることができる。そして、申請書類に不備がなく、公益目的の支出計画が適正であり、かつ、当該法人が当該計画を確実に実施すると見込まれる等の認可の基準に適合する場合は、一般社団法人・一般財団法人への移行の認可がされる。

上記のように特例民法法人が一般法人法の一般法人に移行するために公益目的支出計画の作成等が義務付けられている(公益関連整備法第119条)のは、旧民法法人の保有する財産については、解散時の残余財産を類似公益目的のために寄附するとされているなど、所管官庁の指導監督の下、いわゆる「シ・プレ原則」に則り運用されてきたものであり(旧民法第72条第2項)、このような運用を前提に旧民法法人は寄附や税制優遇を受け、その財産を形成してきたもので、そのような公益的性格を有する財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる通常的一般財団法人に移行することにより、無制限に公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである(一問一答274頁)。

ウ 特例民法法人から公益認定法に基づく公益法人への移行

特例民法法人は、上記5年の移行期間中に新たな行政庁に対して、所要の申請書類を準備して、公益認定法に基づく公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請をことができ、申請書類に不備がなく、認定の基準に適合し、認定の欠格事由に該当しない場合は公益社団法人・公益財団法人として認定される。

エ 公益認定法に基づく公益法人又は一般法人法に基づく一般法人に移行できなかった場合のみなし解散

特例民法法人のうち、移行期間が満了するまでに移行の認定又は認可の申請をしなかった法人や、移行期間満了後において移行の認定(移行認可の申請をした場合を除く。)又は認可をしない処分を受けた法人は、当該移行期間満了日に解散したものとみなされる(公益法人関連整備法第46条第1項本文)。

このように特例民法法人について移行期間の満了の時点で解散

したものとみなされるとした趣旨は、5年の移行期間が満了してもなお新制度の法人に移行していない法人は、新制度の法人に移行する意思のない法人又は新制度の法人として不適格な法人であると考えられ、そのような法人を移行期間満了後も存続させることにより法人格の悪用等がされるおそれがあるため、移行期間満了によって制度的に整理されるようにしたことにある（梅澤敦「現行公益法人の移行措置」ジュリスト1328号31頁）。

オ 特例民法法人から新たな公益法人への移行期間

特例民法法人から公益認定法に基づく新たな公益法人への移行期間は、施行日から5年間とされた。これは、旧民法下における公益法人の数は、平成17年10月1日現在で2万5263（うち社団法人1万2677、財団法人1万2586。このうち国所管は6841、都道府県所管は1万8577である。）であり、その中には「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を完全に遵守していないものが少なくなかったため、このような法人についても、事業や組織運営等の見直し、公益認定法の認定基準に適合するように改善策を講じるための十分な期間を確保する必要があったことによるものである。

2 検討

(1) 旧法（現行公益信託法）から新法への移行措置等として考えられる選択肢

新たな公益信託制度における旧法から新法への移行措置等については、以下のような措置を採用することが考えられる。

- ① 既存の公益信託が新法下において存続するためには、新たな公益信託（新法に基づく公益信託）又は信託法上の目的信託に移行するための認定等を受けることを必要とし、認定等を受けられなかった公益信託は終了する。
- ② 既存の公益信託が新法下において存続するためには、新たな公益信託の認定を受けることは必要とせず、そのまま新たな公益信託に移行する。
- ③ 既存の公益信託は、新法下においても現行公益信託法に基づく公益信託として存続する。

なお、旧法から新法への移行措置等は、①から③に限定されるものではなく、③を採用しつつ、既存の公益信託は、新たな公益信託の認定を受けることにより、新たな公益信託に移行する（既存の公益信託は、現行公益信託法に基づく公益信託として存続す

ることも可能としつつ、新法に基づく公益信託として存続することも可能とする。) というような仕組みもあり得る。

(2) ①から③までの移行措置のいずれを採用すべきか。

ア 新たな公益信託制度において、公益法人制度では、既存の公益法人（特例民法法人）が新たな公益法人等へ移行するには移行の認定等を要するとされていることと同様に、既存の公益信託についても新たな公益認定を必要とする移行措置（①）を採用すべきとの考え方があり得る。

他方、既存の公益信託の受託者の大層を信託銀行が占めている現状を前提とすると、仮に既存の公益信託が新たな公益信託の認定を受けない仕組みを採用してもその弊害は少なく、かつ、公共性を有する既存の公益信託が終了した場合における受給権者等への社会的損失は大きいと想定されることからすれば、新たな公益信託制度においては、公益法人制度とは異なり、既存の公益信託については何らの認定等を必要とせず、新法下においても当然に存続させることとする移行措置（②、③）を採用すべきとの考え方があり得る。

イ 新たな公益信託制度における移行措置の検討に際しては、新たな公益信託の要件及び監督・ガバナンスの在り方の観点を踏まえて検討する必要がある。

(ア) まず、新たな公益信託の要件の観点からみると、仮に、既存の全ての公益信託が新たな公益信託の要件を満たすことを前提とすることができる場合には、既存の公益信託について新たな公益認定等を受けることなく新たな公益信託に当然に移行する措置（②）を採用することができると考えられる。

他方、既存の全ての公益信託が新たな公益信託の要件を満たすことを前提とすることができない場合（例えば、新たな公益信託の要件を、税制上の優遇措置を受けられる特定公益信託又は認定特定公益信託の要件と同じものとした場合）には、既存の公益信託について新たな公益認定等を受けることなく新たな公益信託に当然に移行する措置（②）を採用することに対し消極的な評価につながりやすい。

(イ) 次に、新たな公益信託の監督・ガバナンスの在り方の観点から検討する。

外部からの監督・ガバナンスという側面から見ると、仮に、既存の公益信託を現行公益信託法に基づく公益信託として存続させ

る移行措置（③）を採用するとともに、公益信託の監督について主務官庁制を廃止し、新たな第三者機関による監督制度を創設した場合には、新たな公益信託については新たな第三者機関による監督がされ、既存の公益信託については従前の主務官庁による監督がされることになり、公益信託の監督機関として両者を併存させる必要がある。

しかし、その場合、公益信託については永久拘束禁止則が働かず、存続期間が比較的長期にわたることから、外部からの監督の在り方が異なる二種類の公益信託（新たな第三者機関の監督を受ける公益信託と、従前の主務官庁の監督を受ける公益信託）が長期にわたり併存する状態が続くことになり、そのことを懸念すると、既存の公益信託を現行公益信託法に基づく公益信託として存続させる移行措置（③）を採用することに対し消極的な評価につながりやすい。

なお、上記の問題点については、公益信託外部の監督機関を主務官庁から新たな第三者機関に一元化する等の手当てを講じることにより解決し得るとの指摘もある。

- (ウ) 最後に、公益信託内部からの監督・ガバナンスという側面からみると、仮に、既存の公益信託を新たな公益認定等を受けることを必要とせず、当然に新たな公益信託に移行させる移行措置（②）を採用する場合、既存の公益信託は新たな公益信託制度に基づく内部からの監督・ガバナンスの体制を構築することが求められるが、そのことが受託者等の関係者に与える負担についても考慮する必要がある。

これらの点について、どのように考えるか。

- (3) 仮に、①の移行措置を採用する場合における、移行措置期間中の既存の公益信託の取扱い

ア 既存の公益信託について、公益法人制度と同様に新たな公益認定等を受ける必要があるとする移行措置を採用する場合、移行期間中の既存の公益信託の取扱いについては、以下の考え方があり得る。

- a 現行公益信託法に基づく公益信託として取り扱う。
- b 新法に基づく公益信託として取り扱う（ただし、既存の公益信託について移行期間中は従前のおりの取扱いがされるように現行公益信託法と同様の規律を新法の特則として設ける。）。

イ 公益法人制度では、上記 b（ただし、新たな公益法人ではなく、旧民法法人の根拠規定たる旧民法第 34 条が廃止されたことを受けて新たな一般法人として取り扱うものである。）の方法が採用されているところ、同様の方式が会社法制定における有限会社法の廃止の場面でも採用されており、公益法人制度改革ではこれにならったものと考えられる。なお、有限会社法の廃止の際にこの方式が採用されたのは、a の考え方によると、そもそも有限会社類型と株式会社類型の統合という会社法制見直しの趣旨にそぐわないことや廃止されたはずの有限会社法がなお効力を有する法令として残存することになり混乱を来すなどと考えられたためである。

これらの点についてどのように考えるか。

(4) 仮に、①の移行措置を採用する場合における、移行措置等の期間

既存の公益信託は、その多くが許可審査基準に基づいて主務官庁により許可されたものであることに加え、平成 26 年 9 月末現在における公益信託の数は 498 件であって、旧公益法人の数が 2 万 5000 を超えていたことに比較して極めて少ないことからすれば、既存の公益信託から新たな公益信託への移行措置等の期間については公益法人制度の移行期間とされた 5 年間よりも短くて足りるとの考え方があり得る。

他方、既存の公益信託の受託者のほとんどは信託銀行であるところ、その中には 100 件以上の件数を扱う信託銀行も存在し、新たな公益信託の認定等を受けるための作業内容によっては信託銀行の負担が大きくなることもあり得ることからすれば、移行措置等の期間に関しては、新法における新たな公益信託の要件及び監督・ガバナンスの在り方を踏まえた上で、ある程度の期間をもって定めるべきとの考え方があり得る。

これらの点について、どのように考えるか。